令和4年高島市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 令和4年8月22日(月) 午後2時00分 場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

- 1. 教育長あいさつ
- 2. 令和4年第7回定例会会議録の承認
- 3. 令和4年第3回臨時会会議録の承認
- 4. 会議録署名委員の指名
- 5. 議事
 - 日程第1 議第45号 令和3年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に 関する市長への意見について 当日資料
 - 日程第2 議第46号 高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に関する市長への意見について 当日資料
 - 日程第3 議第47号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第5号)案に関する市長への意見について 当日資料
 - 日程第4 議第48号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第6号)案に関する市長への意見について 当日資料
- 6. 報告 報告第10号 令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について
- 7. 今後の日程

報告第10号

令和5年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について

令和5年度の滋賀県予算編成に先立ち、別紙のとおり滋賀県へ要望書を提出し、教育予算の措置等に向けた要望活動を行ったので報告する。

令和4年8月22日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

令和5年度

滋賀県予算編成にかかる要望書



令和4年8月7日(日)開催予定「自衛隊フェスタ50・70 in 滋賀高島」

高 島 市

〈教育委員会関係抜粋〉

令和5年度 滋賀県予算編成にかかる要望

高島市政の推進にあたり、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御 礼申し上げます。

さて、我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格の急騰等により、今後も厳しい状況が続くことが見込まれ、本市においても、観光をはじめ幅広い分野で様々な影響が生じ、厳しい経済・雇用情勢が続いております。

このような中、本市では「第2次高島市総合計画」および「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進しているほか、社会や時代の動きを的確に捉えた施策を展開するべく、本年度から、「高島リビングシフト構想」を掲げ、本市が直面している最大の課題である人口減少について、全力をあげて様々な施策を展開しているところであります。

本市として、このような取り組みを着実に進めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた社会変革と需要喚起を推進していくためには、県のご理解とご協力が必要不可欠であることから、「令和5年度滋賀県予算編成にかかる要望書」を取りまとめ、喫緊する課題等に対するご支援をお願いするものです。

本要望書の実現は地方創生の推進に欠かせないものであることから、県に おかれましては、令和5年度の県施策の決定や予算編成にあたりまして格別 のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 福井 正明

17. 滋賀国スポ大会の競技会運営経費に係る支援について

所 管	文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局
県基本構想・	1 人自分らしい未来を描ける生き方
実施計画の	[政策(3)] 文化やスポーツを通じた元気な地域づくり
位置づけ	施策の展開 ①スポーツで元気な地域づくり

【要望の理由・経緯】

2025年開催の滋賀国スポ・障スポ大会に向けて、市では競技会の円滑な準備と市民の気運醸成を図るため、昨年度に準備委員会を設立しました。

今年度には実行委員会へ改組する予定をしており、県基本方針である「次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障がいのあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。」の実現に向けて、準備に取り組んでいるところであります。

一方で、競技会の運営にあたっては、競技数が多いことから多額の運営経費が必要となり、県の支援が必要不可欠となっています。

【具体的な要望内容】

リハーサル大会に係る運営経費に対する支援

県では、昨年度からリハーサル大会及び本大会の運営に要する経費調査を実施され、先催果を参考にしながらリハーサル大会に係る支援制度案を令和5年度に、本大会に係る支援制度案を令和6年度に作成されるとのことであります。

本市で開催予定のウエイトリフティング競技のリハーサル大会の練習会場については、 特に、ウエイトリフティング競技は、練習、ウォーミングアップ、本番という他競技とは異 なる特性があることから、当競技のリハーサル大会での練習会場の設置は、本大会同様、 必要不可欠な設備であります。

本大会を成功裡に導くためには、リハーサル大会も一体のものと考え、大会の区分に関係なく県の運営経費支援制度の対象としていただくよう要望します。

【リハーサル大会練習会場仮設経費】5,720,000円(参考見積額)

【現状と課題】

運営及び施設整備経費については、競技団体及び関係機関等と協議を行い、出来る限り 抑制するよう努めていますが、大会開催には多額の運営経費が必要となります。

競技会開催運営経費一覧

(単位:千円)

開催競技名	全体経費	内リハーサル大会経費
ウエイトリフティング	94, 354	29, 874
ソフトボール(成年女子)	59, 471	7, 945
銃剣道	49, 831	4, 673
高等学校野球(軟式)	23, 687	5, 095
計	227, 343	47, 587

※R3経費調査県報告額(調査対象外経費を除く)

【本市の取り組み状況】

競技団体、関係機関等と協議調整を行い、ソフトボール会場の防球フェンス設置を無くすなど開催経費の抑制を図っています。

【見込める効果、今後の展開】

引き続き、大会運営の効率化を図り、開催経費の抑制に努めつつ、魅力あふれる大会を開催することで、市民のスポーツへの関心を高め、さらなるスポーツ活動の普及・発展に大きく寄与できるものと考えています。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局

教育総務部国スポ・障スポ大会推進課 (0740-25-8567)

18. 学校教育におけるICT活用への支援について

所 管	教育委員会事務局 幼小中教育課
県基本構想・	1 人自分らしい未来を描ける生き方
実施計画の	[政策(3)]
位置づけ	子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育
	施策の展開 ①子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

【要望の理由・経緯】

学校のICT環境整備については、GIGAスクール構想に基づき、高速大容量通信環境や児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を完了したところでありますが、効果的に授業を行うために必要なソフトウェアの導入費用や保守管理・修繕費用、端末・無線LAN機器等のリース料、通信にかかる費用など、機器を適切に維持管理・運用していくためのランニングコスト等が多額となり、市の財政負担増となっています。

また、教育用ICT機器に対するサポートについては、機器の保有台数が多く、不具合等に対しても迅速かつ効率的に対応する必要があることから、機器整備時から業者と運用支援業務契約を締結するとともに、ICT支援員1人を教育委員会に配置して対応しているところです。こうしたなか、国においては、県レベルでサポートセンターを設置する動きとなっており、市が独自に配置するICT支援員に対しては、国の財政措置がない状況となっています。

さらに、滋賀県基本構想実施計画では、「ICT機器等を用いて情報を活用する能力を備え、情報化が進む社会で活躍できる人を育てます。」とされており、ICT環境の整備とあわせ、教職員のスキルアップのためにICT支援員の確保・配置および教職員への研修の実施が不可欠であります。こうしたことから、次のとおり要望します。

【具体的な要望内容】

(1)【新】維持管理経費等に係る支援について

授業を行うために必要なソフトウェアの導入費用や保守管理・修繕費用、端末・無線 LAN機器等のリース料、通信にかかる費用など、機器を適切に維持管理・運用していく ための費用についても国庫補助の対象とするなど、財政措置が講じられるよう国への働 きかけを要望します。

(2)【新】ICT支援員配置に係る支援について

保有台数の多い教育用ICT機器の不具合等に対しては、状況に応じて迅速かつ効率的にサポートする必要があるため、市において独自にICT支援員を配置していますが、こうした費用について財政措置が講じられるよう、国への働きかけを要望します。

(3)【新】研修に係る支援について

教職員のスキルに応じた研修の充実や、研修講師の派遣を要望します。

【現状と課題】

本市においては、高速大容量通信環境や児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を 完了したところでありますが、効果的に授業を行うために必要な費用や、機器を適切に 維持管理・運用していくためのランニングコスト等が多額となり、市の財政負担増とな っています。

また、本市では、ICT支援員1人を教育委員会に配置して、1人1台端末の維持管理、アプリの更新等の業務を担っています。現状、不具合等への対応件数は非常に多く、迅速で、きめ細かな対応を効率的に行うためには、本市の仕様で整備したICT機器や学習アプリに精通したICT支援員の増員が必要であると考えます。こうしたなか、国においては、県レベルでサポートセンターを設置する動きとなっており、市が独自に配置するICT支援員に対しては、国の財政措置がない状況となっています。

さらに、教職員の研修につきましては、令和3年度は市教育委員会の主催で各種アプリの操作研修や実践交流等の研修を9回実施し、市内教職員延べ376名の参加がありました。一定、教職員のICT活用のスキルは高まってきたものの、個人差が大きいという課題が表出し、教職員のスキルに応じた研修の充実や、レベルに応じた研修講師の確保が必要です。

【見込める効果、今後の展開】

I C T機器を適切に維持管理・運用していくための国庫補助による I C T 支援員の配置により、教育現場における I C T 環境を充実させることができます。また、県教育委員会による教職員のスキルに応じた研修の実施や、研修講師の派遣により、教職員の I C T 活用のスキルや授業力の向上が見込まれ、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びの一層の推進が期待できます。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局 教育指導部学校教育課(0740-25-8562)

19. いじめ・不登校防止のためのスクールソーシャルワーカー の増員について

所 管	教育委員会事務局 幼小中教育課
県基本構想・	1 人自分らしい未来を描ける生き方
実施計画の	[政策(4)]
位置づけ	子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり
	施策の展開 ③困難な課題を有する子ども・若者を支える

【要望の理由・経緯】

市内の小中学校における令和2年度のいじめ認知件数は112件であり、緊急事態宣言による2カ月の臨時休校の関係から、令和元年度(134件)よりも減少しましたが、過去には、重大な事態に至った事案や保護者間の対立に発展した事例もあり、学校は対応に苦慮しているところです。また、小中学生の不登校生徒の発生率(生徒100人あたりの不登校生の人数)は平成25年度の小学校0.59人、中学校2.75人から増加し続け、令和2年度は小学校で1.34人、中学校で3.05人となり、中学校においては県平均(3.49)や全国平均(4.30)を下回る状況ですが、小学校においては県平均(1.05)や全国平均(1.01)を上回る状況にあります。

いじめ・不登校等は、本市における喫緊の課題であり、その解決にむけ、本人を取り巻く環境の調整・改善に取り組むことが必要不可欠です。そのため、スクールソーシャルワーカーには、児童生徒への福祉的な面からの支援や、児童生徒を取り巻く環境の調整を図るとともに、教員のアセスメント力と環境調整能力を向上させることが期待されています。

現在本市には、1人のスクールソーシャルワーカーが配置されており、昨年度は、市内 16小中学校の児童生徒や保護者が支援を受け、約半数のケースで解決または改善が見られました。今後、さらに多くの学校において、児童生徒や保護者への対応、教師へのコンサルテーション等を充実させるために、スクールソーシャルワーカーの増員を、次のとおり 要望します。

【具体的な要望内容】

【新】スクールソーシャルワーカーの増員について

スクールソーシャルワーカーを2人増員し、3人の配置をお願いします。



児童対象の講演



保護者対象の講演

【現状と課題】

今年度、本市には新旭南小学校に1人のスクールソーシャルワーカーが、年間708時間を上限に配置されており、その勤務形態は1日あたり最長7時間で1週間に2日、または隔週で3日の勤務となっています。

配置時間内のスクールソーシャルワーカーの役割として、配置校だけでなく、市内小中学校を対象として、いじめや不登校など、支援を要する児童生徒に継続的にかかわり、個別ケース会議に参加するとともに、児童生徒や保護者との面談およびアセスメント等を行っています。しかし、教員対象の研修の講師や各校のいじめ対策委員会、教育相談部会等へも出席しており、現在の配置状況では、市内すべての学校が要望する時間や回数を確保できない状況となっています。

【本市の取り組み状況】

いじめや不登校をはじめとする、生徒指導上の課題への対応については、当該児童生徒を取り巻く環境に起因していることが少なくありません。本市では、必要に応じて、学校や福祉部局、地域の関係機関が連携し、全体がチームとして1つ1つのケースにかかわっています。これまでから、県に対し、毎年増員の要望をしていますが、それが叶わないことから、昨年度より、1人のスクールソーシャルワーカーを市費で配置したところです。

また、学校では、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒のアセスメントや、教員へのコンサルテーションの中で、対応の仕方や支援のあり方等を学ぶ機会をもっております。

- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員等への研修活動

【見込める効果、今後の展開】

県から派遣していただくスクールソーシャルワーカーを2人増員し、3人としていただくことで、1人が2中学校区を担当することができます。その結果、それぞれの学校が抱える課題や児童生徒の個別の課題解決に向けて、より深く継続的に取り組むことができ、不登校児童生徒の支援だけでなく、様々な生徒指導上の諸課題に対する予防的な取り組みも可能になります。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局

教育指導部学校教育課(0740-25-8562)